

○嘉麻市公園及び児童遊園条例

平成18年3月27日

条例第147号

改正 平成20年9月30日条例第37号

平成24年3月28日条例第9号

平成25年3月19日条例第17号

平成26年1月20日条例第1号

平成28年3月17日条例第15号

平成29年9月22日条例第31号

平成30年6月26日条例第29号

令和元年6月27日条例第19号

令和元年6月27日条例第20号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2の規定に基づき、嘉麻市公園及び児童遊園の設置及び管理に関し、必要な事項を定めるものとする。

(全部改正〔平成30年条例29号〕)

(設置、名称及び位置)

第2条 市民の福祉増進に資するとともに児童に健全な遊びの場を与え、その健康を増進し、又は情操を豊かにするため、嘉麻市公園及び児童遊園(以下「公園等」という。)を設置する。

2 嘉麻市公園の名称及び位置は、別表第1のとおりとする。

3 嘉麻市児童遊園の名称及び位置は、別表第2のとおりとする。

(全部改正〔平成30年条例29号〕)

(利用期間等)

第3条 市長は、公園等の施設の全部又は一部につき、利用期間又は利用時間を定めることができる。

(一部改正〔平成30年条例29号〕)

(利用の制限等)

第4条 市長は、公園等の管理運営上必要があるときは、公園等の利用を制限し、又は禁止することができる。

(一部改正〔平成30年条例29号〕)

(利用者の義務)

第5条 公園等を利用する者は、常に善良な管理者としての注意をもって利用しなければならない。

2 公園等においては、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 公園等を損傷し、又は汚損すること。

(2) 竹木を伐採すること。

(3) 土地の形状を変更すること。

(4) 鳥獣魚類を捕獲し、又は殺傷すること。

(5) 公園等をその用途外に利用すること。

(6) 立入禁止区域に入ること。

(7) 指定された場所以外に車両を乗り入れ、又は駐車すること。

(一部改正〔平成30年条例29号〕)

(行為の制限)

第6条 公園等において、次に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ、市長の許可を受けなければならない。

(1) 業としての写真撮影、募金、物品の販売その他営業行為をすること。

(2) 競技会、集会その他これらに類する催しをすること。

(3) キャンプファイヤー等の火気を使用すること。

2 市長は、公園等の管理運営上必要があると認めるときは、前項の許可に条件を付けることができる。

(一部改正〔平成30年条例29号〕)

(許可申請者の義務)

第7条 前条第1項の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 偽りその他不正な手段により利用しないこと。
- (2) 公安及び秩序を乱さないこと。
- (3) この条例又はこの条例に基づく規則に違反しないこと。
- (4) その他公園等の管理運営に支障を及ぼす行為をしないこと。

(一部改正〔平成30年条例29号〕)

(許可の取消し等)

第8条 市長は、前条の規定に違反し、又はそのおそれのある者に対して、行為の許可をせず、既にした許可を取り消し、若しくは許可の条件を変更し、又は利用を中止させ、若しくは公園等からの退去を命ずることができる。

2 市長は、公の行事その他特に必要があると認めるときは、行為の許可を取り消し、又はその条件を変更することができる。

(一部改正〔平成30年条例29号〕)

(占用料)

第9条 公園等の占用の許可を受けた者は、許可の際、占用料を納めなければならない。

2 前項の占用料は、別表第3により算出した金額の合計額(その額に10円未満の端数金額が生じたときは、その端数金額を切り捨てた額)とする。ただし、占用の種別が同表に規定するものに該当しない占用に係る占用料については、嘉麻市道路占用料条例(平成18年嘉麻市条例第140号)の例により算定するものとする。

(全部改正〔平成30年条例29号〕)

(占用料の減免)

第10条 市長は、国又は地方公共団体が直接その用に供するときその他特に必要があると認めるときは、占用料を減額し、又は免除することができる。

(一部改正〔平成30年条例29号〕)

(占用料の不還付)

第11条 既納の占用料は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(一部改正〔平成30年条例29号〕)

(権利譲渡等の禁止)

第12条 利用者は、利用の権利を第三者に譲渡し、又は転売し、若しくは担保に供することはできない。

(損害賠償等)

第13条 公園等を滅失し、又は損傷した者は、これを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。

(一部改正〔平成30年条例29号〕)

(委任)

第14条 この条例の施行に関し、必要な事項は、規則で定める。

(罰則)

第15条 次の各号のいずれかに該当する者は、1万円以下の過料に処する。

- (1) 第5条第2項の規定に違反し、同項各号に掲げる行為をした者
- (2) 第6条第1項に規定する許可を受けず、同項各号に掲げる行為をした者
- (3) 第7条の規定に違反した者

2 詐欺その他不正の行為により占用料の徴収を免れた者は、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の過料に処する。

(一部改正〔平成30年条例29号〕)

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成18年3月27日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)の前日までに、合併前の稲築町公園及び児童遊園条例(平成2年稲築町条例第27号)、碓井町公園及び児童遊園の設置及び管理に関する条例(平成10年碓井町条例第12号)又は嘉穂町町民公園等の設置及び管理に関する規程(平成13年嘉穂町規程第5号)(以下これらを「合併前の条例等」という。)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。
 - 3 施行日の前日までにした行為に対する罰則の適用については、なお合併前の条例等の例による。
 - 附 則(平成20年9月30日条例第37号)
この条例は、公布の日から施行する。
 - 附 則(平成24年3月28日条例第9号)
この条例は、公布の日から施行する。
 - 附 則(平成25年3月19日条例第17号)
この条例は、平成25年4月1日から施行する。
 - 附 則(平成26年1月20日条例第1号抄)
(施行期日)
 - 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。
(施設等の利用に係る使用料に関する経過措置)
 - 2 この附則に別段の定めがあるものを除くほか、この条例による改正後のそれぞれの条例における施設等の利用に係る使用料の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後の利用に係る使用料で施行日以後に納付されるものから適用する。
(経過措置の委任)
 - 6 この附則に規定するもののほか、この条例の施行に関し必要な経過措置は、市長が定める。
 - 附 則(平成28年3月17日条例第15号)
この条例は、平成28年4月1日から施行する。
 - 附 則(平成29年9月22日条例第31号)
この条例は、公布の日から施行する。
 - 附 則(平成30年6月26日条例第29号)
(施行期日)
 - 1 この条例は、公布の日から施行する。
(手続等に関する経過措置)
 - 2 この条例の施行の日の前日までに、この条例による改正前のそれぞれの条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例による改正後のそれぞれの条例の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。
 - 附 則(令和元年6月27日条例第19号)
この条例は、公布の日から施行する。
 - 附 則(令和元年6月27日条例第20号)抄
(施行期日)
 - 1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。
(施設等の利用に係る使用料に関する経過措置)
 - 2 この附則に別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後のそれぞれの条例における施設等の利用に係る使用料の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後の利用に係る使用料で施行日以後に納付されるものから適用する。
 - 3 この条例の施行の際現に改正前のそれぞれの条例の規定により施行日以後の利用について許可を得、かつ、当該許可に係る使用料で施行日前に納付するものについては、なお、従前の例による。
(経過措置の委任)
 - 6 この附則に規定するもののほか、この条例の施行に関し必要な経過措置は、市長が定める。
- 別表第1(第2条関係)
(全部改正〔平成28年条例15号〕、一部改正〔平成29年条例31号・令和元年19号〕)

名称	位置
----	----

山田市民公園	嘉麻市上山田381番地45
山田鶴谷住宅団地内公園	嘉麻市上山田528番地56
山田蛭子公園	嘉麻市上山田992番地2
山田ときわ公園	嘉麻市上山田93番地1
山田サワラテ緑道公園	嘉麻市上山田1325番地1
山田深見緑道公園	嘉麻市下山田75番地2
山田下山田(山下)公園	嘉麻市下山田457番地6
山田望が丘第一公園	嘉麻市下山田34番地12
山田望が丘第二公園	嘉麻市上山田1250番地108
山田吉庵地区緑道公園	嘉麻市下山田135番地3
山田百々谷公園	嘉麻市上山田1607番地9
山田ふれあい広場	嘉麻市上山田502番地67
稲築鴨生駅跡公園	嘉麻市鴨生1081番地5
稲築漆生駅跡公園	嘉麻市漆生1482番地3
稲築銭代坊ちびっこ広場	嘉麻市平1414番地93
稲築漆生工場団地内公園	嘉麻市漆生1111番地17
稲築桜つつみ親水公園	嘉麻市岩崎1180番地1
稲築山野ポケット公園	嘉麻市山野632番地16
稲築下鴨生駅前広場	嘉麻市鴨生864番地110
稲築次郎五郎広場	嘉麻市山野2163番地2
稲築大界ポケット広場	嘉麻市鴨生156番地62
稲築なつきヶ丘スポーツ広場	嘉麻市鴨生138番地19
稲築漆生地区広場	嘉麻市漆生1422番地2
稲築山野東公園	嘉麻市山野1833番地4
稲築万葉台公園	嘉麻市平1419番地13
碓井琴平公園	嘉麻市上臼井544番地
碓井赤松尾公園	嘉麻市上臼井964番地
碓井光代橋公園	嘉麻市西郷881番地1
碓井下西公園(下西遊園地)	嘉麻市下臼井1110番地1
碓井リバーパーク	嘉麻市上臼井及び光代(国有地内)
嘉穂益富城自然公園	嘉麻市中益15番地1
嘉穂上山、百谷緑地公園	嘉麻市大隈11番地1
嘉穂牛隈交通公園	嘉麻市牛隈1961番地10
嘉穂ウエストヴィレッジ広場	嘉麻市牛隈1519番地3
嘉穂桜つつみ公園	嘉麻市大隈町及び中益(国有地内)
嘉穂遠賀川源流公園	嘉麻市桑野(国有地内)
嘉穂水辺の楽校公園	嘉麻市上西郷及び大隈町(国有地内)

別表第2(第2条関係)

(全部改正〔平成28年条例15号〕、一部改正〔平成29年条例31号〕)

名称	位置
山田中央児童遊園	嘉麻市上山田1218番地1
山田猪ノ鼻児童遊園	嘉麻市上山田1051番地
山田昭和児童遊園	嘉麻市上山田1188番地2

山田尾浦児童遊園	嘉麻市上山田150番地1
山田小富士児童遊園	嘉麻市上山田812番地108
山田原町児童遊園	嘉麻市上山田1290番地43
山田鶴谷住宅団地児童遊園	嘉麻市上山田528番地59
山田筑紫児童遊園	嘉麻市上山田(国有地内)
山田日吉児童遊園	嘉麻市下山田844番地1
山田長野児童遊園	嘉麻市下山田188番地1
稲築鴨生児童遊園	嘉麻市鴨生179番地1
稲築山野児童遊園	嘉麻市山野1353番地1
稲築新屋敷児童遊園	嘉麻市岩崎263番地9
稲築次郎五郎児童遊園	嘉麻市山野2148番地1
稲築漆生東児童遊園	嘉麻市漆生1270番地18
稲築銭代坊児童遊園	嘉麻市平1372番地52
稲築枝坂児童遊園	嘉麻市鴨生367番地74
稲築宮地児童遊園	嘉麻市平1039番地
稲築緑ヶ丘児童遊園	嘉麻市平950番地130
稲築平東児童遊園	嘉麻市平654番地125
稲築平第一児童遊園	嘉麻市平898番地1
稲築和田児童遊園	嘉麻市山野132番地1
稲築樋渡児童遊園	嘉麻市山野1119番地1
稲築口春児童遊園	嘉麻市口春502番地1
稲築嘉麻児童遊園	嘉麻市漆生598番地1
稲築新山野児童遊園	嘉麻市口春709番地68
稲築新山野第二児童遊園	嘉麻市口春696番地14
稲築楠木児童遊園	嘉麻市口春467番地10
稲築東西浦児童遊園	嘉麻市漆生2305番地38
稲築美舎田児童遊園	嘉麻市山野2005番地13
稲築別田児童遊園	嘉麻市鴨生120番地52
稲築福寿台児童遊園	嘉麻市山野135番地88
稲築桜ヶ丘児童遊園	嘉麻市平1480番地18
稲築白門第一児童遊園	嘉麻市鴨生880番地4
稲築白門第二児童遊園	嘉麻市鴨生880番地16
稲築田中児童遊園	嘉麻市山野1709番地7
稲築阿弥陀ヶ峯児童遊園	嘉麻市漆生898番地3
稲築ひまわり団地児童遊園	嘉麻市山野2373番地118
稲築藤田児童遊園	嘉麻市山野1000番地2
稲築沖出児童遊園	嘉麻市漆生528番地15
稲築才田日吉児童遊園	嘉麻市稲築才田239番地1
稲築伏ヶ浦児童遊園	嘉麻市口春781番地41
稲築鴨生町団地内児童遊園	嘉麻市鴨生156番地110
稲築なつきヶ丘団地児童遊園	嘉麻市鴨生122番地41
稲築二川町児童遊園	嘉麻市漆生1362番地1
稲築ゆめが丘児童遊園	嘉麻市漆生1236番地7

碓井西郷児童遊園	嘉麻市西郷756番地2	
碓井上臼井児童遊園	嘉麻市上臼井1150番地1	
碓井飯田児童遊園	嘉麻市飯田302番地2	
碓井下臼井東児童遊園	嘉麻市下臼井892番地3	
碓井上臼井上児童遊園	嘉麻市上臼井1510番地3	
碓井下臼井西児童遊園	愛宕神社下	嘉麻市下臼井1083番地1
	堤ヶ谷	嘉麻市下臼井1091番地1
碓井新道児童遊園	跨線橋横	嘉麻市下臼井1072番地3
碓井熊本児童遊園	納骨堂前	嘉麻市飯田462番地
	熊本団地下	嘉麻市飯田336番地31
碓井出川児童遊園	出川団地内	嘉麻市西郷986番地2
碓井上臼井東児童遊園	納骨堂横	嘉麻市上臼井425番地
	上臼井東第2集会所	嘉麻市上臼井287番地3
碓井下臼井東部児童遊園	東部公民館前	嘉麻市下臼井25番地3
碓井塚田児童遊園	塚田集会所横	嘉麻市光代219番地
碓井笹原児童遊園	笹原集会所前	嘉麻市上臼井1942番地1
碓井南ヶ丘児童遊園	集会所前	嘉麻市下臼井1270番地2

別表第3(第9条関係)

(一部改正〔平成25年条例17号・26年1号・令和元年20号〕)

公園等占用料

占用の種別	単位	占用料
集会等	3時間までごとに	550円
写真撮影業	1台につき1日	165円
広告宣伝の放送	1回につき1日	165円
露店	3.3m ² につき1日	55円